

学内連携を重視した学生相談カウンセラーの役割に関する一考察

杉山 雅 宏

I. はじめに

大学の学生支援力を決定する要因の一つに、教職員と学生相談室カウンセラー（以下、「カウンセラー」と記す）との連携・協働をあげることができる。カウンセラーの側からみても、連携・協働する力を高めることは、学生相談のサービスの質を高めるために必須のことであると認識し、日々の業務において心がけていくべきことである。しかし、教職員からは、「カウンセラーは、守秘義務をたてに、学生についての情報を共有させてくれない」という声もあがる。大学として、連携・協働する力を高めようとするのは当然であり、連携・協働しないカウンセラーはその存在価値を低めることになる。学生相談室にこもっているだけの学生相談であれば、アウトソーシングでかまわないということになる。

最初に学生相談活動における連携・協働について整理しておく必要がある。

「連携」は、大学という教育機関に籍を置く学生を中心に据えながら、教職員・在籍学生を含む大学構成員、家族や時々に応じた学外関係機関の人々が、学生支援という共通した目的のもとに、異なる立場や役割、特徴を活かして個々の事例において行われる支援の形であるとともに、学生相談活動全体のあり方を表すものである（杉江，2010）。

「連携」と対に使用される「協働」という概念は、「異なる専門性を有する者が、目標達成に向けて、対等な立場で対話しながら、責任とリソースを共有してともに活動を計画・実行し、互いにとって利益をもたらす新たなもの（援助サービスや援助のためのシステム）を生成していく協力行

為」(宇留田・高野, 2003)と定義される。一般的には、「相互性、目標の共有、リソース(資源)の共有、広い視野で考えること、対話などといった原則がある」(亀口, 2002)。つまり、「協働」には連携以上に「対等な立場」「チーム」「目標の共有」が強調されており、単なる情報交換にとどまらない「他の専門分野との協力関係を構築していくための概念として、より積極的な意味が付与されている」(宇留田, 2005)。しかし、実際の学生相談活動においては明確に区別するものではなく、重複している場合は少なくない。したがって、学内連携は、「共通の目的のもとに担っている異なる役割や特徴を活かして、相互に連携しながら共に学生を支援していく協働という視点が重要である」(杉江, 2010)ということ踏まえて学生支援をしていくという理解が妥当であると思う。

他方、守秘義務を遵守しないカウンセラーは信頼を失い、存在価値をも失うことにもなる。したがって、カウンセラーとしては、守秘義務をしっかり遵守しつつ、連携・協働を志向することが必要となってくる。教職員に守秘義務の重要性を理解してもらえよう働きかけなくてはならない。

相談内容からみて、学生の抱える問題解決のためには、研究室指導教員もしくは関係する教員、学内関連部署と相談しながら進める必要があると判断される場合は少なからずある。連携・協働を模索するカウンセラーは、このようなとき、当該学生の合意を得て、関係者に必要な情報を共有してもらい、問題解決を図ろうとする。したがって、連携・協働を模索するカウンセラーは、守秘義務をたてに教職員との連携・協働を共有しようとするカウンセラーではない。必要なときには教職員に情報を共有してもらい、問題状況の改善や問題解決を図るために、当該学生の合意を得ようとするカウンセラーである。

さて、最近の学生相談機関利用者の問題を分類し、カウンセラーの対応について考察する先行研究の中で、連携・協働の重要性について論じてい

るものがある。齊藤・道又（2003）や齊藤（2006）は教職員や親が関与する事例への対処について論じている。坂田・他（2006）は、学生の問題行動様式に応じて協働体制を作ることの意義を論じている。また、太田・桜井（2001）は、休学・復学期の援助や危機介入等の困難事例に対して援助を提供することの意義や方法を探る研究も見られる（尾崎，2002；鎌田，2002も同様）。さらに宇留田（2003）や徳田（2006）は、実践事例を通して教職員との協働関係を形成するための方法を検討している。

このように、学生相談における教職員との連携・協働には学生のニーズの変化に応じたサービス提供の手段としての意義とともに、相談システムを運営する手段という新たな意義も加わり、重要性を増していると言える。

ところで、青年期を主な対象とする学生相談では、発達段階に特徴的な心理的危機を、学生との面接対応の中で経験する。それらは、大学全体を危機に巻き込む事態ではないものの、教職員や関連部署との連携・協働や家族・友人への心のケアを含んでいる。

一方、心理臨床実践における守秘義務遵守は、一般にその内容を明らかにすることがない場合が多く、何が起これ何を行っているか、教職員に理解されにくい。今日では大学における学生支援は、上記のごとく、教職員との連携・協働による広がりのある活動とされている。そうであるとする、危機対応のように、学生をとりまく人々との連携・協働が必要とされる事例について、学生理解・支援の方策について、教職員とカウンセラーが共有する必要性を痛感する。しかし、先行研究にける事例の集積は、未だ十分ではない。

そこで本稿では、大学というコミュニティにおいて発生する可能性がある学生の危機的状況への介入について、カウンセラーはどのように関与していくべきかを、事例を示しながら検討していく。危機的状況に陥った学生に適切な対処をしていくためにも、学生に起こりやすい危機的場面と対

処のあり方について、学内関係者が共有しておくことは、有効な支援策構築のためにも必要である。特に、教職員、保護者等との連携・協働をスムーズに展開していくためのカウンセラーの役割について考えを示してみたい。

Ⅱ. 学生相談における危機

カプラン（1961）は、危機を「発達上の危機とある状況により生じた危機」の2つのタイプに分け、大学というコミュニティに危機をもたらす出来事を、この2つの枠組みにわけることができるとしている。すなわち、大学においては、大学生に特徴的な発達課題や心理的問題に由来する心理的危機と、大学組織に関わる事件・事故、災害などに対する反応としての危機がある。

大学生に特徴的な発達課題や心理的問題に由来する心理的危機については、一つはある程度予測できる危機と、もう一つは予測できない危機がある。予測できる危機として具体的には、学生生活に伴う危機と、心理・社会的な危機がある。学生生活にともなう危機としては、入学後の無気力・無関心、修学困難、進路問題、就職活動のストレス等があげられる。心理・社会的危機としては、自分の生き方・あり方に関する自我同一性の問題が考えられる。また、予測できない危機もある。例えば、親の離婚や死別、身近な人の死や喪失、自分や友人が事故にあう等、喪失体験とそれへの脅威が考えられる。また、精神保健上の問題として、何らかの精神疾患への罹患に伴い精神的混乱を来すことも予測される。さらに、地震・台風等自然災害に巻き込まれることは、予測しがたい危機といえる。いずれにしてもこれらは「個人レベルの危機」ではあるが、カウンセラーは、慎重に危機的状况を認識しながら事例をアセスメントし、介入することが求められる。こうした問題が「自殺」「自殺未遂」等の問題として表面化すると、「個人レベルの危機」が「大学コミュニティレベルの危機」に波及

する可能性が想定できるからである（内野，2010）。

一方、大学組織に関わる事件・事故、災害などに対する反応としての危機は、学生が被害者や加害者になる事件・事故が考えられる。加害者になる事例としては、ストーカー、痴漢行為、万引き、暴力行為等が考えられる。被害者になる事例としては、レイプやストーカーなど主として女子学生が被害を受けるものから、宗教性の強い勧誘、薬物所持や常用等社会問題として取り上げられるもの等、広範囲にわたり、生じる可能性はゼロではない。

学生相談において、予測できる危機や対人関係の問題（例えば、学内でのいじめ、対人関係問題等による不登校やひきこもり）に対しては、カウンセラーと問題を抱えた学生との間である程度の時間をかけながら、ともに取り組むことも可能である。しかし、予測できない状況の中で起きた緊急的な問題、あるいは、加害者・被害者という警察が介入するような事件・事故に学生が巻き込まれ、それが最初の段階として学生相談室に持ち込まれた場合、カウンセラーは迅速かつ的確な対応を行う必要があることは言うまでもない。その際、その問題をカウンセラーが一人で抱え込むことは、大学全体の責任問題に関わることもあり、非常に危険である。当然、学内外の関係者・関係部署と連携をとり、協働して問題解決にあたることが重要となる。当該学生は、個別的でありながらも、状況の中における人とみなし、あらゆる人的・物的資源を活用した多面的な援助を行う姿勢が、カウンセラーには求められる。

以下に2つの事例を紹介し、学生相談における危機的状況にある学生及び関係者への援助について考えてみる。なお、事例はプライバシー保護のため、いくつかの事例を複合し、大幅な改変を行っている架空事例であることをあらかじめお断りしておく。

Ⅲ. 事例

1. 事例1 「学内で危機的状況に陥った事例」

1) 事例の概要

A子は3年生の女子学生。A子は交際中の男性B男とのトラブルについて実習助手（A子が所属する運動系サークルの女性顧問）によく話をしていた。A子は精神的混乱状態に陥ることもあるため、実習助手からは、A子への対処の仕方についてたびたび相談を受けていた。また、前年度、サークル活動中にパニック症状を呈したこともあり、2回ほどA子のお話を聞いたことがある。その際、医療機関も紹介し、パニック障害と診断された。また、最近、パニック発作が頻繁で、保健センター利用も頻回であったため、保健師からもA子の最近の情報は提供されていた。前年度は、医療機関での治療もカウンセリングも継続できなかったため、A子は実習助手と保健師より、定期的なカウンセリングを受けるよう促され、本年度初めてのカウンセリング予約がすでにされている学生でもあった。このように、A子に関しては、実習助手、保健師と以前から情報交換をしていた。一方、B男はA子と交際中のサークルの先輩である4年生の男子学生である。カウンセラーとの面接経験はないが、実習助手からB男の存在については知らされていた。A子がサークルに指導に来ている非常勤コーチと交際していたようだという噂がB男の耳に入り、それ以来、喧嘩が絶えず、B男が衝動的行為に走りがちでA子が困っているとのことであった。

ある日、実習助手から保健センターにすぐに来てほしいという連絡があった。保健センターではA子が泣きじゃくり、精神的に混乱していた。B男とサークル活動中に大喧嘩となり、二人とも興奮し暴力的行為に発展しかねない状況になった。その場でサークル活動の指導中であった実習助手は、一人では対応できないと判断し、即座に男性事務職員の応援を求め、二人を制止した。実習助手と男性事務職員がパニック状態であったA子と

B男を保健センターまで連れてきた。A子の応急処置は保健師が対応した。カウンセラーはまず、A子を落ち着かせることを優先し、リラクゼーションを施した。B男は別室で待機してもらった。また、サークル活動中の出来事であるため、当日活動していた数名の学生が目撃していたことが実習助手より伝えられた。

A子の様子が落ち着いたところを見計らい、まずA子より事情を聞いた。「喧嘩をするといつもB男は興奮してしまう。B男は一方的に物事を決め付ける傾向にあり、私の話を全く聞こうとしない。私のことを信じてくれない。興奮すると声も大きくなり、暴力的になるため怖い」という。男女間の暴力問題に発展する可能性も危惧されたため、再発防止のために、B男への介入も必要であると判断した。カウンセラーを含め、3人で面接することを提案し、A子は了承した。面接が可能な状態になるまでA子は保健センターで待機させた。B男は落ち着いている様子であったため、三者面談の要請を拒むことはなかった。ただ、A子の様子が落ち着くまで別室のまま男性事務職員に付き添いを依頼した。三者面接の際は、B男に付き添ってもらった男性事務職員には面接室の外で待機してもらい、万が一の事態に備えた。

カウンセラーは、まず双方から話を聴いた。A子からは非常勤コーチとの関係の真相が語られた。内容は、交際の事実はないこと、実はセクハラまがいの行為を受けたこともあるが誰にも言えず苦しんでいたこと、このことは問題にしたくないこと等であった。最近、非常勤コーチとの問題で喧嘩になったとき、両者のコミュニケーションに悪循環が生まれていること、お互い話し合いたい気持ちは持っているもののタイミングがうまく合わないこと等について、共通認識はできた。そして、A子はB男に自分の気持ちを伝えようとする、言葉を選んでしまうため黙り込んでしまいがちになるという相手方へのコミュニケーション不足に常に苦しんでいるこ

とがわかった。他方、B男は感情的になりやすいこと、話し合いに応じてもらえないと焦ってしまい攻撃的な言動や行動でしか示すことができなかったことを後悔し苦しんでいたことがわかった。B男自身もっとA子に配慮したコミュニケーション能力を身につけたいという気持ちでいることは確認できた。男女間の暴力については、心理教育を行った上で、再発予防のための計画を立てることを提案した。喧嘩したときに2人でできる工夫、どちらかが危険を感じたときの駆け込める場所、学内外のサポート資源とその活用方法、警察への通報等を具体的に3人で話し合った。B男に対しては、A子のコーチとの関係について、A子のプライバシーの問題でもあるため、決して口外しないことを約束させた。B男は、非常勤コーチに対する憤りを隠せない様子であった。そのため、今後は引退しているサークル活動には参加しないこともその場で約束した。また、今後継続的にカウンセリングを受けることを提案した。また、学内関係者への状況報告についても両者の了解を得た。

面接終了後、A子の保護者に状況を説明するために来ていただいた。今回の事件を報告し、暴力事件に発展したことから警察への通報も検討した。しかし、A子も保護者も今回は保留したいという強い意向があったため、両者の意向を尊重した。保護者に対しては、女性相談機関を紹介し、今後の必要に応じて連携も視野に入れていただくことを検討し、男女間の暴力に関する心理教育を行った。また、パニック障害の治療については、医療機関への早期受診を含め保護者に協力を要請した。

A子、B男が帰宅した後、対応にあたった実習助手、保健師、男性事務職員へ事情を説明し、A子が今後來室したり、今後何かあったりした場合の対応について話し合った。

まず、目撃したり噂を聞いたりした学生に起こりうる反応について説明し、コンサルテーションを行った。特に、その場でサークル活動を共にし、

事件を目撃していた学生に対しては、無責任な流言についての注意を促すことを、顧問である実習助手より早急に行っていただくよう依頼した。同時にそれらの学生に対する心理教育についても、カウンセラーが協力することを提案し、翌日実施した。現代社会においてはネット上での誹謗・中傷の類は防ぐことは不可能であるが、少なくとも対面で話し合う機会があれば、人権教育の観点からも意味があると考えたためである。

サークルを引退しているB男について、今後はサークルに顔を出さないようにする働きかけをするよう顧問である実習助手に依頼した。カウンセラーとは約束されてはいるものの、非常勤コーチに対して攻撃的態度を示すことが懸念されたからである。

学内各部署への連絡は男性事務職員に核となっていた。その際、学生名は伏せ、学内でトラブルが発生したこと、万が一の事態に際して、駆け込み先としての役割を担って欲しいこと、A子に対しては気になることがあれば保健師、カウンセラーに連絡をして欲しい旨伝えた。また、両学生の研究室指導教員にも報告し、両学生のことだけでなく、周囲の学生で気になることがあれば連絡をもらえるように要請した。

サークル顧問である実習助手は、活動中に今回の事件が起こったこと、以前からA子の相談に応じていたのにも関わらず、このような事件に発展させてしまったことを後悔し、自責の念を強めていた。これは、異常な状況における正常反応であることを、カウンセラーより伝えた。そして、一気に解決することを急がず、同姓であるベテラン保健師に実習助手の支援を依頼した。保健師からは快諾を得られた。

その後、この事件について学生間で噂話が広がるようなこともなかった。二人も学内で喧嘩をするような場面はなかった。B男については、その後、継続面接が実現した。主として、非常勤コーチに対する怒りを吐き出していた。目の前にいたら殴るかもしれないという言動も気になった。引退し

ているとはいえ、サークルには顔を出さないことを改めて約束させた。また、真相は明らかでないこと、これ以上この問題に触れることや真相を明らかにしようとすることは、A子を傷つけることになることに関して理解を深めるよう促した。周囲に迷惑をかけてしまったことについては反省していたが、内省は十分でないまま卒業を迎えた。B男は面接の継続を希望したが、学生相談室は卒業後の支援は行えないことを説明し、学外の相談機関を紹介した。卒業後1年間は、学外の相談機関を利用したという報告を受けた。

A子についてはカウンセリングと医療機関での治療を継続することができた。B男はその後、非常勤コーチのことは口にしなくなったとの報告がされた。別件でB男と喧嘩になった際、カウンセラーと約束したことができているという報告が数回あった。卒業するまで、月2回程度の定期的面接支援を継続した。

2) 事例1についての考察

①当事者への積極的介入の必要性

大学内に限らず、暴力的なトラブルは、コミュニケーションの問題が関わってくることが多く、特に男女間のトラブルはドメスティック・バイオレンスに発展する可能性もある。今回は、大学コミュニティ内での事件であったため、これ以上の暴力に発展させないようにA子-B男間に積極的な介入をする必要があると判断した。A子や実習助手の話から、B男には強い衝動性・攻撃性が推測されたため、冷静な状態での話し合いの場を持つことが必要であると判断し、まずは三者面接を提案した。B男も、実は衝動性や攻撃性を改善したいと考えているようであった。そのため、B男に対しては、そのニーズに応えるためにも継続面接にのぞみたい旨を素直に提案した。

三者面接では、A子と非常勤コーチとの関係性についての真相が語られ

た。B男の混乱も予想され、その後のB男との継続面接の課題としても引き継がれた。しかし、その場においてはA子の勇気ある告白は、B男を信頼してのことであることがB男に伝わったようである。その結果、今までの交際の中で相手に伝わらなかった両者の思いが共有された。対人関係に限らず、トラブルの再発防止への対策で重要な点は、まず当事者から事情を聞き、その後、コミュニケーションのとり方、両者のパーソナリティや関係性を査定し、必要に応じて通報という手段も考慮に入れながら再発を防ぐ必要があると考えた。課題が明らかになったため、具体策を検討する話し合いをする場の設定が第一義的課題であると考えた。そのため、今回の事件を踏まえ、今後想定される場面、今までのエピソード等について十分に振り返り、互いにできることについては段階を追って洗い出した。そして、すぐにその内容が実行できるように具体化しておくことを両者に提案した。結果的には再発防止のための具体的計画を策定することが可能となった。その時々にとるべき行動や、相手に伝えるべき具体的な言葉、場所、連絡先等も明文化することができた。さらに、計画を実行可能なものにするために、学内関連部署に協力を要請することを提案し、了承を得た。しかし、どの部署にどこまで情報を伝えておくべきかについては、個人情報観点から難しい問題があった。当該学生の意向を尊重しつつ、必要な情報を伝え、連携を図る必要がある。

また、当該学生の身の安全にも関係し、学内のみでは解決できないと判断する場合は、保護者への連絡も必須となる。特に、日常的な暴力行為が懸念される場合、家族にも被害者・加害者の心理状態を理解してもらう必要があり、予防的視点からの専門機関の紹介を含め、継続的な連携、環境調整のための支援を行った。

②二次被害の予防について

今回の事件のように他の学生がトラブルを目撃した場合、さまざまな噂

が一人歩きし、周囲の学生も不安に駆り立てられ、当該学生が傷つく形で噂が伝わってしまう可能性もある。こうした二次被害の拡大は未然に防ぐ必要がある。そのためにも、事件を目撃した学生に対しては、サークル顧問立会いのもと、カウンセラーからの心理教育の実施による、対面で話し合う場を早期に設定した。その後、サークル顧問に前面に出いただき、個別にじっくり部員と話し合う時間を学生に提供した。大学はホームルームのような小単位での情報公開が困難であることが二次被害を防ぐ危機介入を困難にしているため、早急にサークル単位での実施を試みた。反省点としては、予想される反応をキーパーソンには事前に伝え、その時必要な行動をどのようにとるべきかを事前にレクチャーしておくことも検討すべきであった。

③学生に近い関係にある人への支援

今回カウンセラーは、動揺している当該学生に対する一次支援者としての心理的支援とコンサルテーションを担当した。コンサルテーションにより、学内関連部署への配慮は男性事務職員に、事件を目撃した学生の支援はサークル顧問に、サークル顧問の心理的支援は保健師にと、それぞれ役割を分担し危機的状況を乗り切った。尚、危機的状況への遭遇から派生した当該学生の心の問題についての対応は、解決に時間を要したためカウンセラーが継続的支援を実施した。このように、カウンセラーの支援は直接的に行われるばかりではない。

主たる一次支援はあくまでも学生に近い関係にある人（教職員・保護者等）によって行われることが多く、それが妥当であろう。カウンセラーは動揺する学生に対する一次支援者、二次支援者として主にコンサルテーションとして関与することが可能である（窪田、2005）。本事例では、サークル顧問である実習助手が主たる一次支援者であった。実習助手は、事件発生以前からA子の相談に乗っていたという当事者の周囲の者としてA子

との心理的距離も比較的近く、だからこそ自責の念が強く疲弊していたと考えるのが妥当であろう。自責の念、怒り、不安は日々の生活の中で時間をかけて保健師との関わりの中で昇華させていくことがよいと判断し、経験豊富な保健師にその後の支援を依頼した。以前から保健師にA子について話をしていたこと、枠にとらわれた面接よりも、時間をかけ必要に応じて保健センターに気軽に駆け込むスタイルの方が、実習助手の負担軽減になると考えたからである。

2. 事例2「学外で危機的状況に巻き込まれた事例」

1) 事例の概要

3年生の男子学生C男。10月初旬、満員電車内で痴漢行為をした疑いをかけられどうしたらよいかということで自主的に来室した。C男によると、前月の終わりごろ、就職活動の帰途、帰宅ラッシュの満員電車の中で、C男の右手が、電車の急停止による不可抗力で若い女性の身体に接触した。その女性が車内で「あなた痴漢行為したでしょ」と抗議してきたため、電車内で口論となった。女性の下車駅に到着したため、二人は下車した。C男は、女性を興奮させてはいけないと判断し、冷静に故意でないことを説明した。女性はようやく納得したが、連絡先だけは知りたいということで、やましいことをしていないため、携帯電話の番号を知らせた。そして、その場で女性と別れた。しかし、1週間後、携帯電話にその女性から連絡が入り、指定の待ち合わせ場所に向かった。そこには、若い男性も一緒だった。「先日の出来事は納得できない」と再び女性が抗議してきた。「和解したいのなら、それなりの姿勢を見せなさいよ」とお金を要求するようなことを言ってきたため、「何もしていないのだから、理解してほしい」とC男は主張した。すると、同伴している男性が、「俺が証人だ。あの時、横にいて、確かに見ていた」「婚約者に対して失礼なことをした君を許せな

い」と一方的に言い出し、C男の話に耳を傾けなかった。C男は男性に腕をつかまれ、無理やり付近の交番に連れて行かれた。その後、C男は警察署に連行され事情聴取を受けた。痴漢行為については否定した。しかし、「被害者が訴えているのだから仕方がない。身体に触れたことは事実なのだから」「証人がいるのだからどうにもならない」「このままでは相手が納得しない。やっかいなことになるぞ」という半ば犯行を認めざるを得ない雰囲気の間が続き、追い詰められ疲弊したC男は意図的に女性の身体に触れてしまったという文書に署名することとなった。警察からの連絡を待っている状態だという。身に覚えがないのに、署名したことを後悔し、自身を責めている状態である。そのため、このことはまだ両親に話すことができない状態である。仮に法的処分を受けた場合、退学処分になるのか、就職活動もできなくなるなど考えると、不眠状態に陥り、食欲も減退し、死んでしまおうと思ひ毎日悩んでいる。警察での事情聴取、自白の強要から2日が経過してからの来室であった。

カウンセラーはまず、「あなたが悪いのではない」「あなたを信じている」ことを伝えた。そして、危機的状況にある場合、通常の守秘義務とは異なり、C男の人権保護の観点から、関係者が事件について正確な情報を共有する必要があることをC男に伝えた。家族のみならず、場合によっては教職員に対して、どの範囲まで情報を開示したらよいかをあらかじめ話し合うことにした。特に、家族は重要なサポート資源であるから、事情を説明し、話がこじれた場合、弁護士等の手配についての協力要請をすぐにでもすべきであることを伝えた。C男の大学における身分にも影響する事件であるため、学部長、学生部長等の大学上層部（以下「大学上位システム」とする）への情報開示の必要性があることを説明し、C男も了承した。カウンセラーはC男からこれまでの経緯を詳細に聴いた。この問題が、学生が言いがかりをつけられ、事件に巻き込まれてしまった可能性があること

と、C男が退学させられることを心配し、疲弊した状況にあることを学生部長・学生課長に伝えるため、C男とともに学生部長・学生課長に会うことにした。学生の身分に関する事案であり、最終的判断は大学上位システムに委ねるものの、C男には自殺念慮があるため、さらに悪い状況に落ち込むことを避ける必要性が高いと考えたためである。

C男の了解を得ていたため、学生部長・学生課長面接に先立ち、カウンセラーはC男の研究室指導教員（以下「指導教員」とする）と面接をした。指導教員の話によると、C男は真面目で誠実な学生で、講義への出席状況も良好で成績上位者である。アルバイトやサークルなども積極的に参加するなど、充実した大学生活を送っている。また、公務員試験も念頭に置いており、受験対策講座にも熱心に参加しているという情報を得た。

同日、学生部長とアポイントメントが取れたため、面会しカウンセラーよりC男及び指導教員から知りえた情報を提供した。守秘義務の取り扱いというデリケートな問題ではあるが、情報開示の内容とその範囲については、学生と十分に話し合い、学生の了解を得ていることを伝えた。また、C男が精神的に混乱し、今回の事件がきっかけで、大学を退学させられるのではという不安を抱いていること、自殺念慮が強いことも伝えた。その上で、カウンセラーの役割は、学生の心理的支援であり、学生の身分に関する不安についての援助資源にはなりえないことも伝えた。この問題は大学上位システムに委ねるため、そうした観点からの連携・協働を模索する上で、今後も必要な情報は惜しみなく提供することを約束した。「相談室は学生の秘密を秘匿するだけだと誤解していた」と、学生部長は語った。

翌日、学生部長・学生課長を交えた面接となった。カウンセラーからは、C男から聞いた情報、指導教員から得た情報等は事前に伝えたが、基本的には学生部長・学生課長に面接の主導権を委ね、カウンセラーは立ち会う程度にとどめた。また、学生部長・学生課長へは、C男とじっくり話をし

て欲しい旨要請し、カウンセラーが席を外す場面も設定した。

学生部での会議を経て、学生部長からは、別の警察ルートから事件のことも確認すること、C男が所属する学部長にも学生部長から連絡をとり、当面、退学にはならないことを手配することが約束された。大学上位システムとしても独自に、C男は言いがかりをつけられた可能性が高いと判断した。ただし、噂が広がり学内が混乱することを防ぐため、警察等との連携の中で、マスコミ対応を含めた情報統制については、大学上位システムとして責任を持つことが約束された。

そうした連絡を受けた後、およそ1時間にわたり、事件に巻き込まれた悔しさ、今後の就職活動への悪影響、今後通学に際し、電車に乗ることの恐怖と不安等について、C男は深刻に語った。カウンセラーはそうしたC男のさまざまな感情に耳を傾けながら、健康状態を回復することの必要性を伝えた。身体を休め、十分な睡眠をとれるようになるためにも、医療機関への受診を強く勧めた。はじめは医療機関への受診についてC男は抵抗を示した。しかし、まずは身体を休めることが優先課題であることを改めて強調した。そして、事件の顛末と大学の対応について、保護者に話すように促した。精神的に疲弊しているC男の状況を鑑み、カウンセラーは保護者と面接する用意があることもC男に伝えた。保護者との対応は指導教員と協働することにした。

数日後、憔悴しきった状態でC男が両親とともに来室した。その後は下痢・嘔吐がひどくなり、夜も眠れない状態が続いていた。夢にその女性が何度もでてくるため、うなされて中途覚醒してしまう。その女性が、耳元で「痴漢、痴漢」と叫んでいるような気がする。精神的に不安定な状態であるため、外出もできずアルバイトもできなくなってしまった。

しかし、家族はC男の無実を信じ、全面的に支援していく方針である。父親の話では、C男の叔父が懇意にしている弁護士に依頼することになっ

たという。その弁護士の話では、示談金を要求してくる相手の女性は、意図的に痴漢と騒ぎ金銭を強要してくる者ではないかとのこと。C男は、この日も今後の学生生活・就職活動についての不安や、学内で悪い噂が立つのではないかな等の不安を2時間近く語った。医療機関への受診については、現状が少しでもよくなるのであれば受診することはやぶさかではない。しかし、人の目が怖く、一人で電車に乗れないため通院はできない。そのため、通院に関しては両親に協力を依頼し、病院に同行してもらうことにした。

4日後、両親とともに、医療機関を受診。疲弊状態と診断され、薬が出された。

医療機関受診後、1週間して、少し明るい表情でC男が来室。睡眠障害は若干改善され、食欲も少し出てきたようである。学生部長から連絡が入り、大学側の正式な判断として、退学処分にならないという連絡があったことも伝えた。その後、C男は両親とともに弁護士事務所に行き、今後の対応について話し合った。弁護士の話でも、起訴されることは考えられないが、身に覚えがないのであれば、毅然とした態度で臨むことが大切だと強く励まされたという。そのため、C男もどのようなことがあってもくじけない気持ちでいるという強い決意が語られた。カウンセラーはC男と話し合い、精神力を維持するために支援することを約束した。月に一度、状況報告も兼ね来室することになった。

3ヶ月ほど経過し、事件は解決したという報告があった。C男の気持ちはずいぶん楽になったようだ。ただ、医療機関への受診は継続している。中断していたアルバイトもようやく再開し、社会との接点も持てるようになった。しかし、面接支援は継続することにした。時々、夢でうなされたたり、電車内で人目が気になったりすることがあるという訴えがあったからである。医療機関への受診も継続するよう指示した。

就職も無事決まり、卒業を迎えた。新しい生活を迎えることの喜びと同時に、再び同種の体験をするのではないかという不安に常に襲われていた。そのため、C男は面接による支援の継続を訴えてきた。しかし、卒業後について、学生相談室の性質上、継続支援は難しいことを伝えた上で、民間の相談機関へリファーすることを約束し、了承を得た。卒業後もしばらくの間、C男は、大学紹介の民間相談機関で、心理的な支援を受けた。

2) 事例2についての考察

① 学生を全面的に信頼しエンパワメントする

本事例のように、事件や事故に巻き込まれるといった予測不可能な危機は、急激かつ重篤なストレスを当事者にもたらすことになる。カウンセラーが嘆きや絶望、怒り、悲しみといったC男の揺れ動く思いを傾聴するとともに、本人を取り囲む学内外の諸機関や専門家に働きかけ、サポート体制の土台を作ったことが、C男の学生生活を支えることのスタートになった。

痴漢行為の濡れ衣を着せられるという予想もしない事件に巻き込まれたC男は、その急激で強烈な体験により、抑うつ状態、不安、激怒、絶望、混乱などの心理的混乱を来し、睡眠障害も呈し、心身ともに疲弊状態に陥った。カウンセラーとしては、こうしたC男の危機的状況に対して、生活環境面の立て直しを援助の中心におき、積極的で素早い対応を心がけながら、様々に揺れ動くC男の心情に耳を傾けることにも専心した。そして、「あなたが悪いわけではない」ことを伝え、カウンセラーが全面的にC男を信頼する姿勢を示すことで、支援とエンパワメントの糸口を作ることを企図した。通常では1時間、2時間話を聴くということは考えにくい。しかし、危機的状況の中で、ともすれば他者不信、自己不信に陥りやすいC男の心理への配慮から、揺れ動く心情を受け止めることに専心した。

医療機関への受診については、本人の眠れないという訴えを取り上げて

のことであった。これは、自殺の可能性も懸念してのことであった。医療機関への受診はC男に対して身体的な休息を与えるとともに、精神的な回復をもたらすことに効果的であった。

② 大学上位システムとの連携・協働

学内では学生部長・学生課長との連携をとった。これは、本人が「退学させられるかもしれない」という不安に対応するためであると同時に、やはり、警察が関与するような社会的責任が問われる問題の場合に、カウンセラーが単独で関わるのが危険であると考えてのことである。

学生部長等大学上位システムとの協働の部分でカウンセラーが留意したことは、カウンセラーは当該学生について知りうる情報を提供するにとどめ、面接の主導権は大学上位システムに委ねたことである。通常、大学上位システムとの協働は、会議の場が中心となる。しかし、今回は現場での実践活動からくみ上げた学生の状態やニーズを単に伝えるだけではなく、大学上位システムの目で学生を直接みていただき、今後の学生支援の判断の糧にして欲しいと考えたからである。

カウンセラーから大学上位システムへの情報提供は、会議の場のようなフォーマルな場面で行わず、日常的なやり取りを通じて行うよう工夫した。これは、学内では下位システムの成員であるカウンセラーの専門性に裏付けられた発言や活動を行う不自由さから逃れることを意図したものであった。

IV. 全体的考察

学生相談における危機問題の援助と実際の援助のありかたについて、2つの仮想事例から考えてみた。以下には、これらの事例をもとにしながら、危機的状況におけるカウンセラーの役割・機能、留意点について、連携・協働の視点から考察していく。

1. 連携・協働のためのカウンセラーの立ち位置

連携・協働の前提として、カウンセラーはよきコーディネーターであるべきである（高野・宇留田，2002）。大学教員も事務職員も、その道の専門家であり、お互いその専門性を対等に発揮できれば、よりよい支援が可能になる。その専門性を、カウンセラーがどのようにコーディネートするかが鍵となる。事例によってはカウンセラーが表に登場せず、教職員のサポーターとして動くことも必要である。カウンセラーは主になりすぎず、チームの良さを引き出す技術も求められる。連携・協働による活動を効果的に進めるためには、大学上位システムや教職員が連携・協働により効果的にカウンセラーを活用できる立ち位置（吉武，2010）でいることが、カウンセラーの求められる基本的な姿と言えよう。

2. 連携・協働におけるカウンセラーの役割

大学というコミュニティにおける危機問題を考えたとき、危機に瀕しているというのは、混乱し不適応に陥っている、あるいは病的な状況になっている学生のみならず、学生の周囲にいて学生に関わり、その混乱状態に巻き込まれて解決方法を見出せなくなり、適切な行動がとれなくなっている人すべてに当てはまる可能性があることを忘れてはならない。すなわち、混乱した行動をとる学生に関わる教職員、友人などは、日常の関係や役割では対処できない状況に遭遇するため、そうした人たちもまた危機的状況に陥る。こうした場合、全体的状況を見渡して、状況を整理し、その状況に対処しようとして、危機的状況に陥って援助を必要としている人が誰なのかを、確認することをカウンセラーは期待される。

一般的に心理臨床的な関わりにおいては、不適応を呈している当事者、悩んでいる当事者、病的な状態に陥っている当事者に治療的援助を多くすることが多い。実際、保健管理センターや学生相談室を有する大学におい

では、その施設に所属する精神科医師や心理臨床家はその当事者に働きかけていくことが、その第一の業務となる。しかし、大学内でその学生を支えていくことが困難な状況がみられる場合には、速やかに学外の専門治療機関を紹介することが大切な場合もある。特に、そうした学内施設を持たず、教職員の個人的な関わりのみで頼らざるをえない場合には、治療枠のないところで深い心理療法を行うことは、とても危険である。あるいは、その混乱が現実状況の整理と調整によって回復に向かう可能性が明らかな場合には、当事者に対するガイダンスと環境調整により解決をみる場合もあるだろう。

そのような場合には、混乱を生じている当事者以外の周囲の関係者を支え、状況を説明し、学生にとって役立つ援助を明確にし、それぞれの立場で可能な役割を確認していくようないわゆるコンサルテーション活動が重要になる。その場合、関係者一人ひとりにどのような援助が必要であるかを考えていく必要がある。特に、本人にとっての重要な、影響力の強い存在、また、大学というコミュニティの中でキーパーソンとして活動する立場の人への援助が重要である。

3. 守秘義務の問題

学生相談を担当するサイドからすれば、学生（＝クライアント）のプライバシーを秘匿することは自明の理と捉えがちである。しかし、大学上位システムが同様の認識を持っているとは言いがたい。事例2のように、学生の了解を得て、大学上位システムに情報を開示した意図は、学生の身分に関わる問題だからというだけではなく、情報を積極的に開示することが、臨床心理の専門性について、大学上位システムから理解を深めてもらうためのよい機会でもあったためである。大学上位システムを援助資源として活用し、協働を模索しようとするならば、学生のプライバシーをど

のように扱うかということについて、大学上位システムとカウンセラー両者が話し合いの場を持ち、それぞれのアイデアを出し合う必要があるということである。

事例2においては、大学上位システムが積極的に事例にコミットし、適切な判断を下したことにより、C男は安心して学生生活を送ることができた。情報開示の内容とその範囲について学生の理解を得るという手続きは、援助に関わる大学上位システムの役割を明確化させることに貢献できたのではないだろうか。また、当該学生にとっても、逐一丁寧な情報開示の確認がなされていることで、学内においては守秘義務が遵守されているという印象を与えることができたと考える。学生にとっては、危機的状況の中で、大学が安全基地としての役割を果たすことができた。

4. 学生支援におけるスタッフの一人としての役割

事例2からもわかるように、緊急的な危機的状況に瀕する学生に対するカウンセラーの基本的姿勢は、まず、適切で迅速な介入を行うと共に、彼らに対して学生生活が継続されることが保障されるという安心メッセージを直接的あるいは間接的に伝えることである。そのためにも、カウンセラーが問題を一人で抱え込むのではなく、当該学生の生活環境全体を視座に入れ、社会的支援となりうる人的・物的資源を活用し、個別的でありながらも多様で多面的なアプローチを試みる必要がある。

また、医療機関との連携・協働も重要な援助である。当初、両事例とも学生は医療機関への受診（または継続治療）に対しては抵抗を示した。しかし、カウンセラーが積極的に受診することの重要性を説いたことも、その役割の一つであった。そうした具体的な学外におけるソーシャルサポートが活用されることにより、学内におけるカウンセラーとの個別的な面接が、医師の薬物療法と並行して効果的な役割を果たしたものと考えられる。

このように、危機的状況に際しては、個人と個人を取り巻く環境を包括的に捉え、カウンセラーは活動的、かつ、きめ細かい援助を展開していくことが求められる。

学生の危機的状況にあたるカウンセラーは、彼らの生活を支えるスタッフの一員であるという認識に立つべきである。個別的な関わりを持ちながら、学内外の社会資源に有機的に働きかけるという機能を有する。また、危機的状況にある学生に対する援助の視点としては、彼らの問題を大学内の問題にとどめず、地域における生活問題として捉える視点も重要である。カウンセラーが公的あるいは私的な社会資源を有効に活用することはもちろんであるが、学内外における新たな社会資源の開発についても、学生の立場に立って時には大学に提言することも、学生サイドからすると期待される役割であると思う。学生の成長過程の一部を在学中に担当させていただくわけであるから、学外の社会資源開発は、学生のキャリア形成の橋渡しにもなるであろう。

カウンセラーは、学生一人ひとりが自分らしくよりよい学生生活を過ごすことを支援する学内サービス機関の一翼を担っている。想定しなかった事故や事件、精神的あるいは身体的な危機的状況により、彼らが大学で学び人間的な成長の機会が奪われてしまうことだけは避けなくてはならない。

5. 今後の課題

1) 大学上位システムとの連携・協働の問題

事例2は、大学上位システムとの連携・協働に関する事例である。今回の事例では危機的状況の中で大学上位システムの判断で、学生の退学を防ぐことができ、効果的な援助の方法を考案することができた。

しかし、大学上位システムとカウンセラー（学生相談室）との連携・協

働が成立しにくい状況にあることは否めない。特に、常勤カウンセラーが配置されていない大学では深刻である。運営委員会等の機会のみでは、連携・協働に必要な継続的で対等な関係を築くに至らない大学も多いだろう。おそらく、上位システムとの連携・協働に関して課題となるのは、学生相談活動の意義や今後の運営方針についての意見を心理学とは背景が異なる教職員に説明することや、ニーズや利害の異なる立場を超えて共通の目標を設定することや、相談内容のプライバシー保護を行った上での情報共有のあり方を考えることなどであろう。藤川（2007）は、教職員の学生に対する認識の拡大や態度の変容をもたらし、それが、学生にとってより支援の豊富なコミュニティ作りにつながっていくことも指摘する。今後、上位システムとの連携・協働に関する事例の集積が望まれる。

2) 卒業後の支援について

双方の事例で共通していたことは、危機的状況に陥ったことがきっかけとなり、その後のカウンセラーの支援が長期化したことと、卒業後の心理的支援継続の問題が発生したことである。双方の事例とも、直接的なストレス反応を示している学生に対してのストレス緩和の処置が十分でないまま卒業を迎え、当該学生は消化不良の状態であった。心理系の学部を有する大学で心理臨床センターのような有料の支援施設を保持していれば、学内での支援継続も形態を変えれば可能である。しかし、学生相談室の性質上、現実的に継続支援は不可能である。今回の事例から学ぶ教訓として、民間相談機関との連携を日ごろから模索しておく必要性が高いことに気づかされた。

<引用文献>

- ・Caplan, G. 1961 An approach to community mental health Grune & Stratton 『地域精神衛生の理論と実際』 山本和郎・加藤正明訳 医学書院 1968 23-26

学内連携を重視した学生相談カウンセラーの役割に関する一考察

- ・藤川 麗 2007 臨床心理のコラボレーションー統合的サービス構成の方法ー 東京大学出版会 115-154
- ・鎌田 穰 2002 学生相談における専門家相談員と非専門家相談員の意義 学生相談研究 23(1) 63-72
- ・亀口憲治 2002 概説コラボレーションー協働する臨床の知を求めてー 現代のエスプリ 419 至文堂 5-19
- ・窪田由紀 2005 『学校コミュニティへの緊急支援の手引き』 福岡県臨床心理士会編 金剛出版 125
- ・太田裕一・桜井育子 2001 危機介入における連携（その2）ーシステム化のための考察ー学生相談研究 22(2) 1-8
- ・尾崎啓子 2002 休学・復学期における連携 学生相談研究 23(1) 43-51
- ・齊藤憲司 2006 親・家庭が関与する相談事例への構えと対処 学生相談研究 27(1) 1-13
- ・齊藤憲司・道又紀子 2003 教職員が関与する相談事例への構えと対処ー教育目標と心理的成長をめぐる協働に向けてー 学生相談研究 24(1) 14-20
- ・坂田裕子・大仲重美・竹山佳江・倉石哲也・本多 修 2006 継続相談学生に見られる問題の行動様式とコラボレーション 学生相談研究 27(2) 126-137
- ・杉江 征 2010 学生相談における連携 『学生相談ハンドブック』 学苑社 127-132
- ・高野 明・宇留田麗 2002 援助要請行動からみたサービスとしての学生相談 教育心理学研究 50 113-125
- ・徳田智代 2006 常勤カウンセラー配置による教職員との連携・協働関係の形成 学生相談研究 27(1) 25-37
- ・内野悌司 2010 コミュニティ危機への対応 『学生相談ハンドブック』 学苑社 145-150
- ・宇留田麗 2003 異職種間の協働による学生相談活動を成立させる方略の探索 学生相談研究 24(2) 158-171
- ・宇留田麗 2005 大学教員と臨床心理士のコラボレーションによる大学生の修学支援 心理臨床学研究 22(6) 616-627
- ・宇留田麗・高野 明 2003 心理相談と大学教育のコラボレーションによる学生相談のシステム作り 教育心理学研究 51(2) 205-217
- ・吉武清實 2010 学生相談の近年の動向と課題 大学と学生 558 6-12